

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	(同)	一
○宮城県認証食品認証基準の策定(二件)	(食産業振興課)	一
○宮城県認証食品認証基準の改正(二件)	(同)	三
○飼料試験結果の公表	(畜産課)	四
○保安林の指定の予定(三件)	(森林整備課)	五
○道路の供用開始(二件)	(道路課)	六
○宮城県美術館特別展「アンドリュウ・ワイエス展」に係る前売観覧料の徴収事務の委託	(教育庁生涯学習課)	七
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	七
○選挙管理委員会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		七
○定期監査等の結果の公表		八
○公安委員会		
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		二
○宮城県公報第一六四八号中		二

## 告示

○宮城県告示第六十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇六六一	就労支援センター北上の郷 石巻市和刈字小金袋三番五十二・十三	就労移行支援	株式会社北上の郷	平成二十三年三月一日
○四一五四〇〇四九八	ポツケの森 仙台市太白区人來田二丁目二番一号	就労継続支援B型	社会福祉法人ぼつけコミュニティワーク	平成二十三年三月一日
○四一五四〇〇八五二	訪問介護事業所結(ゆい)	居宅介護 重度訪問介護	株式会社こうけん	平成二十三年三月一日

○宮城県告示第六十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四一五四〇〇四九八	ポツケの森 仙台市太白区人來田二丁目二番一号	社会福祉法人ぼつけコミュニティワーク	平成二十三年二月二十八日

○宮城県告示第六十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第三条第一項の規定に基づき、漬け魚介藻類の認証基準を次のように定めたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村井嘉浩

漬け魚介藻類の認証基準

(適用の範囲)



質 料	8 砂糖
	9 食塩
	10 みりん
	11 香辛料
	12 香味付けのための農林産物
ただし、1から12について、宮城県内産地名を合わせて表示する場合は、宮城県産のものを使用すること。	
食品添加物	使用していないこと。ただし、原料肉類以外の原料に含まれるものを除く。
表示 原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」、「宮城県○○産」等の宮城県産であることが分かる表示 現を容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。  
(認証方法)

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

監 査

1) 宮城県産 平成二十三年四月五日付(平成二十三年四月五日) 農林水産省 農林水産部 農林水産局長 宛

○ 監査事項 平成二十三年四月五日付

平成二十三年四月五日付(平成二十三年四月五日) 農林水産省 農林水産部 農林水産局長 宛  
監査事項 平成二十三年四月五日付(平成二十三年四月五日) 農林水産省 農林水産部 農林水産局長 宛

平成二十三年四月五日付

監査事項 平成二十三年四月五日付

監 査 人 「及び中華めん」社「中華めん及び米めん」社長 宛

監 査 人 監査人の署名 宛

米 めん	米粉70%以上、でんぷん30%以下の割合で混合したものを主たる原料とし、これに水を加えて練り合わせた後に製めんしたものを又は製めんした後に加工したものをいう。
------	---

監査人の署名

表示禁止事項	加工食品品質表示基準第6条各号に定めるところによる。また、生めん類の表示に関する公正競争規約第6条の各号及び公正競争規約施行規則第3条に準じる。
--------	--

也

表示禁止事項	「宮城県産」、「宮城県○○産」等の宮城県産であることが分かる表示 表 現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
表示禁止事項	加工食品品質表示基準第6条各号に定めるところによる。また、生めん類の表示に関する公正競争規約第6条の各号及び公正競争規約施行規則第3条に準じる。

監査 監査人の署名 監査人の署名

表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準に同じ。
--------	--------------------

也

表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準に同じ。
表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準に同じ。

監査 監査人の署名 監査人の署名

4 米めんの基準

区 分	基 準	
	品 位	基 準
原 料 米 粉	第3の1の品位の基準と同じ。	米粉は、宮城県内で生産された米をいいたものであること。 次に掲げる以外のものを使用していないこと。 (1) でん粉 (2) 食塩 (3) 県内産の農林水産物
	原料米粉及び食品添加物以外の原材料	
質 料		

食品添加物	pH調整剤、酸味料又は酒精以外のものを使用していないこと。
原料原産地及びその表示方法	第3の1の原料原産地及びその表示方法の基準に同じ。
表示禁止事項	第3の1の表示禁止事項の基準と同じ。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成二十三年三月四日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の平成十七年宮城県告示第五百十五号（生めん類の認証基準）に基づき認証を受けている生めん類は、改正後の平成十七年宮城県告示第五百十五号（生めん類の認証基準）に基づき認証を受けた生めん類とみなす。

○宮城県告示第百六十五号

平成二十年宮城県告示第二百四十九号（乾（干）し魚介藻類の認証基準）の一部を次のように改正したので、宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第三条第四項において準用する同条第二項の規定により公表する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「中」魚介藻類を、「中」素干し、塩干し、煮干し、焼干し又は調味料により味付け後」を加える。

様川の森田組の取組

食塩以外のものを使用していないこと。
使用していないこと。

安全性に関する検査  
平成23年1月収去

製造事業者等の名称及び所在地	石巻魚糧工業株式会社 石巻市	収去場所	同左	飼料又は飼料添加物の区分	魚粉	飼料又は飼料添加物の名称	イナホ・フイッシュミール 65	製造（輸入）年月	H22.10	試験項目	重金属・鉛、水銀、カドミウム	違反の有無及び違反の内容	無
----------------	-------------------	------	----	--------------	----	--------------	--------------------	----------	--------	------	----------------	--------------	---

次に掲げる調味料及び農産物以外のものを使用していないこと。

- 食塩
- しょうゆ
- 魚しょう
- みりん
- 酒類
- 砂糖
- ごま

に定める。

使用していないこと。ただし、原料魚介藻類以外に含まれるものを除く。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成二十三年三月四日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の平成二十年宮城県告示第二百四十九号（乾（干）し魚介藻類の認証基準）に基づき認証を受けている乾（干）し魚介藻類は、改正後の平成二十年宮城県告示第二百四十九号（乾（干）し魚介藻類の認証基準）に基づき認証を受けた乾（干）し魚介藻類とみなす。

○宮城県告示第百六十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十三年一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英南六〇の一から六〇の三まで・六一（以上四筆）について次の図に示す部分に限る。（六一、六三）（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉耕英南六〇の一から六〇の三まで、六一、六一・六三（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

亘理郡山元町 瀬字南山神一の一五、一の一七から一の二九まで、一の一三から一の三八まで、一の一四七、一の一七八、一の一八〇から一の一〇九まで、一の一七六から一の一八三まで、真庭字上新田二から五まで、一〇から一六まで、一九、二〇、二二の一、二二の二、二四から二六まで、三九、字新田三七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

瀬字南山神一の一四七・一の一八三（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄 勝線	石巻市雄勝町立浜寺下一〇番一地从先から 同市同町大浜字袖浜四六番地先まで	平成二十三年 三月四日

○宮城県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	川前白石線	白石市大鷹沢三沢字三沢沖五三番地先から 同市大鷹沢三沢字坂端四番一三地从先まで	平成二十三年 三月十七日

○宮城県告示第七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「アンドリュウ・ワイエス展」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十三年二月二十一日次々とおり委託した。

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
  - 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号
  - 株式会社河北新報社
  - 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号
  - 東北放送株式会社
- 二 委託期間
  - 平成二十三年二月二十五日から同年四月一日まで

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十三年三月四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市山王字山王二区百三十一番三、百三十二番二の二部及び百二十九番二の二部並びに百三十一番三地先の道の一部及び百三十一番三地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市山王字掃下し二十九番地  
熊谷 正男

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十三年三月四日

平成二十三年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市押分子与奈三十番十一及び三十番十一  
岩沼市早股字五福田二十番  
社会福祉法人しおかぜ福祉会

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第二十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年三月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

大針生活改善センターの項中、「大針生活改善センター」を、「大針集会所」に、下倉生活改善センターの項中、「下倉生活改善センター」を、「下倉集会所」に、「二岩生活改善センター」の項中、「二岩生活改善センター」を、「二岩町内会集会所」に、「青野木生活改善センター」の項中、「青野木生活改善センター」を、「青野木生活センター」に、「白木生活改善センター」の項中、「白木生活改善センター」を、「白木集会所」に、「福岡上野原生活改善センター」の項中、「福岡上野原生活改善センター」を、「上ノ原集会所」に、

### 留 査 表

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成22年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成23年3月4日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐 々 木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

#### 1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

公文書館

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む）

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む）

仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む）

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む）

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む）

北部県税事務所栗原地域事務所

気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む）

○企画部

地方機関

東京事務所

○保健福祉部

地方機関

仙台保健福祉事務所

子ども総合センター

中央児童相談所

北部児童相談所

東部児童相談所

さわらび学園

精神保健福祉センター

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所

仙台地方振興事務所

北部地方振興事務所栗原地域事務所

○農林水産部

地方機関

農業・園芸総合研究所（農業大学校を含む）

古川農業試験場（農業大学校水田経営学部を含む）

畜産試験場（農業大学校畜産学部を含む）

水産技術総合センター

○土木部

地方機関

大河原土木事務所

仙台土木事務所

北部土木事務所栗原地域事務所

気仙沼土木事務所

仙台塩釜港湾事務所

石巻港湾事務所

中南部下水道事務所

東部下水道事務所

仙台港背後土地地区画整理事務所

○警察本部

地方機関

仙台中央警察署

12月13日

12月13日

11月10日

12月8日

10月7日

10月8日

11月17日

10月27日

12月17日

11月9日

10月22日

10月22日

10月6日

12月24日

10月27日

12月17日

10月29日

11月9日

12月27日

10月7日

10月7日

11月30日

11月18日



仙台南警察署	11月17日	鶴沢工業高等学校	10月21日
仙台東警察署	12月22日	聴覚支援学校	11月2日
塩釜警察署	12月9日	光明支援学校	10月25日
大和警察署	12月15日	拓桃支援学校	11月12日
気仙沼警察署	10月28日	気仙沼支援学校	9月15日
佐沼警察署	12月24日	2 監査結果	
登米警察署	11月9日	平成21年度及び平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
南三陸警察署	10月25日	その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
遠田警察署	11月9日	なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。	
若柳警察署	10月21日	(1) 大河原県税事務所	
築館警察署	12月9日	県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
鳴子警察署	12月24日	(内容)	
加美警察署	11月29日	・ H21年度収入未済額	
白石警察署	12月15日	現年度分 180,003,959円	
亘理警察署	12月22日	過年度分 382,157,987円	
		合 計 562,161,946円	
〇教育庁		・ H20年度収入未済額	
地方機関		現年度分 175,837,956円	
北部教育事務所栗原地域事務所	11月29日	過年度分 371,919,421円	
東部教育事務所	12月22日	合 計 547,757,377円	
南三陸教育事務所	12月10日	(2) 仙台南県税事務所	
志津川自然の家	12月20日	県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
田尻高等学校	11月16日	(内容)	
田尻高等学校	11月16日	・ H21年度収入未済額	
登米高等学校	12月22日	現年度分 222,021,225円	
泉高等学校	12月20日	過年度分 493,291,129円	
仙台向山高등학교	10月14日	合 計 715,312,354円	
仙台西高等学校	12月15日		
泉館山高等学校	12月20日		
宮城広瀬高等学校	10月20日		
東松島高等学校	11月30日		
古川工業高等学校	11月16日		

・ H20年度収入未済額

現年度分	236,171,708円
過年度分	537,889,853円
合 計	774,061,561円

(3) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	1,443,138,710円
過年度分	2,267,194,210円
合 計	3,710,332,920円

・ H20年度収入未済額

現年度分	1,338,696,961円
過年度分	1,764,388,481円
合 計	3,103,085,442円

(4) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	216,319,421円
過年度分	706,359,440円
合 計	922,678,861円

・ H20年度収入未済額

現年度分	438,057,943円
過年度分	646,054,943円
合 計	1,084,112,886円

(5) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	235,752,228円
過年度分	395,315,813円
合 計	631,068,041円

・ H20年度収入未済額

現年度分	234,858,707円
過年度分	359,467,945円
合 計	594,326,652円

(6) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	195,364,471円
過年度分	458,334,636円
合 計	653,699,107円

・ H20年度収入未済額

現年度分	244,585,045円
過年度分	425,391,283円
合 計	669,976,328円

(7) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	101,138,971円
過年度分	118,292,624円
合 計	219,431,595円

・ H20年度収入未済額

現年度分	49,110,530円
------	-------------



・私的流用があったとされる期間 平成22年6月から  
平成22年9月まで

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月4日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中

附 則  
この規則中第17条の2第2項の改正規定は平成23年3月15日から、第17条第1項の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

### 正 誤

○宮城県公報第一六四八号（平成十七年四月八日付け）中

捜査第一課	刑事調査官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を掌理し、捜査第一課長から特に命ぜられた場合は、捜査第一課長の職務を掌理する。	を
-------	-------	---	---

ページ	段	行	正	誤
10	上	後37か	小妻を	小妻粉を
10	上	後37か	つじなこ	つじなこ
10	下	後37か	つじなこ	つじなこ
10	下	後37か	小妻を	小妻粉を
11	上	21	つじなこ	つじなこ
11	上	26	観中	観中

捜査第一課	総括検視官	捜査第一課長の命を受け、死体の検視、検証等の事務を掌理し、捜査第一課長から特に命ぜられた場合は、捜査第一課長の職務を掌理する。	に改める。
-------	-------	---	-------

第17条の2第2項の表中

課	課長補佐	課長の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。	を
---	------	---------------------------	---

課	次 長	課長の命を受け、課の事務を分掌し、課長を補佐するほか、課長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。	に改め、同条第3項中「課長補佐」を「課長、次長、課長補佐」に改める。
	課長補佐	課長の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。	